

不在者投票の投票用紙等請求をオンラインでも受け付けます！

本市では、令和4年7月執行予定の参議院議員通常選挙から、不在者投票の投票用紙等の請求を「マイナポータルぴったりサービス」を活用し、オンラインでも受け付ける予定です。

これは県内初の取組みで、オンライン請求により、投票用紙等受取までの期間の短縮が図られ、投票者の利便性が高まります。

●概要

・これまでの流れ

不在者投票の投票用紙等の請求は、「投票用紙（及び投票用封筒）請求書兼宣誓書」を事務局へ直接請求、またはホームページに掲載された様式をダウンロードして取得した後、必要事項を記入の上、事務局へ郵送し投票用紙等の請求が完了します。

・オンライン請求による流れ

オンライン請求は、インターネットやスマートフォンにより、マイナンバーカードを用いて「マイナポータルぴったりサービス」から請求します。

なお、オンライン請求による申請は、参議院議員通常選挙期日が確定してから受け付けます。



選挙のめいすいくん

【今回対象となる不在者投票とは】

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している方が、滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票ができる制度です。

【問い合わせ】 選挙管理委員会事務局 電話 23-7864